

封建制度の起源と本質(下)

鈴木成高

八、ゲフォルグシャフト

九、封建制度の成立要素 その一

一〇、封建制度の成立要素 その二

一一、諸要素の結合——結論

八、ゲフォルグシャフト

かやうにして私は、原始ゲルマン社會をもつて一部論者の如く封建的要素の胚胎し成育する餘地なきものと獨斷することができない。中世封建社會と原始ゲルマン社會との間に連續關係なく、前者は後者の崩壊後においてこれと別個の根源より出發したものとすることは固より抽象的思惟の所産にすぎない。然らば逆に封建制度はゲルマン社會に直接に胚胎するものであらうか、茲に吾々はかのゲフォルグシャフトの問題をば一應考慮しておく必要があると思はれる。ゲフォルグシャフトが嘗つて一部の人々の間において封建制度の起源そのものであると考へられ又は尠くともその最も直接なる成立要素であると信せられたことは既に一時代前の學問段階に屬する、然し今日においても尙ほかゝる見解が

全く無意味であることはできないのである。

中世の従士制度(Vassallität)を以つてゲルマンのゲフォルグシャフトの延長と見做しこの意味において封建制度ローマ起源説に對しゲルマン起源説を主張したものは前述の如くドイツの法制史家アイヒホルンであるが、然しこの説の提唱者はフュステル・ド・クランジュ以前のフランス學界においても尠からず見出されるやうである。^①例へば既にモンテスキューの如きも「ゲルマンにおいて従士(Vassall)があつた」ことを斷言し、當時に於いて未だ封土が存在しなかつたとせば、それは單に主君が與ふべき土地を未だ所有してゐなかつたといふだけの理由に基くものにすぎない。馬匹、武器、饗宴はすなはち「一種の封土」であり、ゲルマンの従者のなしたところの行爲は中世の従士がその受けたる封土に對してなしたる行爲と毫しも異なる點がないと述べてゐる。^②

ゲフォルグシャフトはタキトゥスがコミタートゥス(commitatus)と呼ぶところのもので、ゲルマーニア志第十三章及び第十四章は殆んど唯一の典據である。それによつて吾々はゲフォルグシャフトの性質につき次の如き點を抽出することができる。(一)従者(cornes, Gebolige)は名譽の位置であり、したがつて従者たり得る者は自由民の子弟に限られ、且つ従者たる事によつて自由を制限せられない。(二)従者相互の間には地位の段階がある、即ちすべての従者が平等でない、而して従者の地位を決定するものは、門閥や年齢の如き客觀的條件ではなく主君の恣意的意志である(Judicio ejus quem sectantur)。^③(三)従者

は主君を選択する自由を有つ、即ち主従の關係は任意的自發的結合であつて強制を含まない。(四)主君の名聲威望はその包容する従者の數に比例する故に彼等は互に多くの従者を養ふとして相競ふ。主君にとつて従者は「戰時に於いては護衛であり、平時に於いては裝飾」(in pace decus, in bello praesidium)⁽⁴⁾である。即ち主従關係は戰時のみならず平時に於いても繼續し、一時的に非ずして永續的である。(五)従者は主君より給養を受ける。(六)従者を養ふ君主の數は甚だ多數に登り、而も主従の結合は國家的結合とは別個にして且つ獨立である。

自由民がその自由をば制限さるゝことなくして主従關係に入り得ること、及びその關係が自發的であつて強制を含まないことは、即ち主従の結合が人格的なる相互性に依據することを示すものに他ならない。而も従者が主君の恣意に依存するといふことは、人格的結合の強度を指示する。主従制度はゲルマン民族に個有なる忠誠によつて成り立つ、忠誠關係は犠牲的精神によつて結ばれる。犠牲は條件なき獻身である。「主君は勝利のために闘ひ、従者は主君のために闘ふ」(princeps pro victoria pugnant, comites pro principe)⁽⁵⁾とタキトゥスは含蓄ある言葉でこれを語つてゐる。従者は勝利のため、名譽のため、否凡そ理由のためではなく、唯主君のためにのみ自己の生命を投げ出す。「自己の武勳は主君の光榮に歸する」⁽⁶⁾のである。

(五)の従者が主君より受くるところの給養とは、タキトゥスの記載によれば、馬匹及び武器であるが、

その他に衣服、奴隸、家畜などがあげられ、金銀の類も亦その戦利品の中より頒與せられたものと思像せられてゐる。饗宴賜餐も亦物質給與の一種目と考へられなければならない。又タキトウスに述べられてゐる主君が従者に武勳の機會を與へること、即ち平和の永續するときは外征して戦利品を獲得することの如きも亦一種の給養と解せられる。のみならず、ベオウルフ、ヘリアンドその他の歌謠によつて、ゲルマンの従者がその主君と起臥を共にし家族の一員として遇せられてゐたことが既に一般の定説として認められてゐる。此のこともまた一つの給養形態と考へられるけれども、特にゲフォルグシャフトが同時に *Hausgenossenschaft* であつたといふことは注目すべき特異性であつて、中世の従士制度とゲルマンの主従制度とを區別する標識の一に數へられてゐる。このことをば(四)の平和時における永續的制度たる事實と併せ考ふるとき、ゲフォルグシャフトが戦線團體たるに止まらず、一種の生活團體を構成してゐたことが知られるのである。

ゲルマン國家においては戦士たることは同時に公民たることである。ゲルマンの子弟にとつては、武器をとるといふことは、タキトウスが「ローマに於いて公服を纏ふことに等しい」と述べてゐる如く、公生活に入ることの象徴であり、民族會議の議場に於いて行はれる元服 (*Wehrhaftmachung*) にあつて、「このときまで家族の一員と考へられてゐたものが、このとき以來國家の一員」に算へられる。即ち自由民たることはゲルマンに於いては、會議に於いて議席 (*Sitz*) と發言權 (*Stimme*) とを有つことである。

と共に、戰場に於いて戰士たるの資格を有つことに他ならない。然るに従者たることは主君一個人に對する私的關係であつて何等公的性質を帯びない、戰士たることは國家がこれを承認した後でなければ——即ち會議に於いて一定の儀式を経た後でなければ——何人もこれを任意に行ふことを得ない」の⑩に不拘、從者たることは任意的に成り立つ。(一)に指摘したる如く、從者たることは不名譽ではないけれども、從者たることによつて、彼が自由民として有つところの權利義務は制限せられることもなく、また増大せられることもない、公民的資格と從者たることとは互に牴觸せずまた互に影響しないのである。即ちゲフォルグシャフトは(六)に指摘せる如く公的國家的統制とは別個にして而も獨立なる結合でなくてはならない。戰士の有つ公民的性質(Staatsbürgertum)、或は學者によつて君民結合(Unterthanenverband)と呼ばれてゐる公法的抽象的結合に對して、私的人格的結合を意味するものでなくてはならない。⑩

以上のやうに、ゲフォルグシャフトはゲルマンに個有なる戰鬪生活と犠牲的精神によつて結ばれた忠誠關係であるけれども、自由民相互の間に於いて公的統制とは獨立に當事者間の合意によつて自發的に成立し、而もその結合は平時にまで延長せられて永續的結合を形成し、且つ從者は主君より物質給與を受けるといふ點においては、後世封建時代の從士(Vasall)が有つところの屬性をば殆んど具備するものゝ如く思はれる。にも不拘吾々は尙ほ、此の關係を以つて封建制度そのものと見做し得ない

のみならず、封建制度の母胎であることも出来ない。従つてかゝる意味に於いて中世封建制度の起源をばゲルマン社會に歸せしむることは、バウル・ロート及びワイツ以來現在に至るまでの指導的學說に於いて大體に於いて否定せられて來たのである。その主なる理由は、ゲルマンのゲフォルグシャフトと中世の従士制度との間に性質上二三の顯著なる相異點の存することの他に、兩者の接續關係を發生的に指證し得ないこと、及び給與の形態の著しく相異することに存すると思はれる。ゲフォルグシャフトに於ける給與は先に述べたる如く馬匹、武器、衣服などの物品——金銀給與の場合があるとしても、この際金の銀は勿論稀少價值としての金銀であつて交換價值としての金銀でない——であつて、土地の給與は文獻的に全く徵證せられない。この點に於いて、専ら土地の給與によつて生活を支へた中世の従士に對して既に著しい差異が見出されるのであるが、假に一步を讓つて、土地給與も物品給與も共に等しく自然物給與として相等しいものと考へるとしても、果して物品給與は實質において封土に等しく、土地を所有しないが故に物品を與へたにすぎないで、土地所有の出現と共に、物品給與が直ちに封土に發展し得るであらうか。單に給與對象の種類のみより云ふときには或は是等の動産的贈與が經濟生活の發展と共に不動産的贈與にまで發展したものと考へる可能性もあり得ないであらう。然し乍らフェステル・ド・クローランジュの指摘するところによれば、従士制度に於いては、給與は奉仕に先行する、然るにゲフォルグシャフトに於いては逆に奉仕が給與に先行する、この事

實は何を意味するものであるか。ゲフォルグシャフトに於ける給與は武勳に對する賞與であつて、職務に對する報酬でない。従者の奉仕が犠牲である如く、主君の給與は好意であり感謝である。對者の富の増加を目的とする *Freigebigkeit* (*generositas*) と、自己の計算に於いてせられる報酬支出とは概念を異にするものでなくてはならない。況んや戦利品によつて行はれるこの種の給與を以つてドブシュの如く従者に對する主君の經濟的負擔 (*wirtschaftliche Unterhalt*) であり、従者を涵ふことによつて主君の經濟的膨脹が直ちに惹起せられることは到底者へられないやうに思はれるのである。ドブシュは後述する如く、封建制度を以つて從士制度及びベネフィキウムといふ各、起源を異にする二個の獨立の制度の結合なりとする従來の支配的見解を斥けて、二個の制度は本來獨立に發展することを得ずとの始原的不可分性より封建制度の起源をば限りなく溯らんとする傾きを有つ。かやうな氏の獨自なる立場より、ゲフォルグシャフトにおいて人格的主従關係と經濟的給養との結合を主張せんとするところから、ロート、ワイツ以後久しく封建制度起源問題の中心を遠ざかつてゐたゲフォルグシャフトは、再び新學說の裡に新なる意味を有ち來しつゝあるものゝ如く思はれる。然し乍らゲフォルグシャフトの給與は、その給與物の種類に於いて相異なるのみでなく、給與の形態其物に於いても亦相異なる。前にも述べたやうに、完全贈與と條件的制限的贈與とは毫しも因果的發生的に關係しない。單なる「與へること」からは封建的なる「義務」は決して導出せられない。給與の行はれることゝベネフィキウムの行はれる

ことゝは別個の問題でなくてはならない。吾々は自然物給與と言ふ皮相的事實によつて封建的關係を云爲することに頗る躊躇せざるを得ないのである。

かくの如く吾々は、*beneficia militaria*の存在をば、ローマの社會に於いて見出し得ないと同様に、ゲルマンの社會に於いても是を見出すことが出来ない。ゲフォルグシャフトが中世の従士制度に甚だ類似すること、従つてその間に或る種の關係の想像せられることは依然として是を否み得ない、ゲフォルグシャフトと従士制度とは互に關係なしとすることは恐らく適切でない。唯その關係は結局蓋然性の範圍に止まつて確證せられないのである。中世の従士制度がゲフォルグシャフトより直接に發展せるものなりとせば、封建制度の發生地なるガルリアに於いてゲフォルグシャフトの顯著なる發展が必ず確認せられなければならない。然るにガルリアに於いては是が認められないのみならず、ガルリアにはアンバクチャー(Ambacht)或はソルドゥリイ(Soldurii)と呼ばれるケルト民族個々の、ゲルマン制度の影響輸入によらざる主従制度が知られてゐる。のみならず、ローマに於いても亦帝政の末期にブケラーリー(Bucellari)と呼ぶ私兵制度即ち軍事的目的のものに成立する主従制度が存在する。中世従士制度の根源は後述する如く、ローマ、ゲルマン、ガルリアの各に於いて等しく夫れゝに存在し、直接にして且つ唯一なる根源は存在しない。而も間接にして且つ部分的なる要素は三者孰れにも同等に存在する。それ故に封建制度の要素としてのゲフォルグシャフトに就いては吾々は依然として

次の如く結論するの他はないやうに思はれる。ゲフォルグシャフトは主従制度の最も舊き形態の一つである。然し中世従士制度の直接なる母胎でない。

① 例へばモンテスキューが既に此の説を提唱してゐる他に著名な歴史家の中には Guizot; Civilization en France, Guérard; Poétique d'Irminon, proleptomies. などが同じ見解を示すといはれる。

② Montesquieu; l'esprit des lois XXX.

③ Tacitus; Germania c. 13

④ ebenda

⑤ Ibid. c. 14.

⑥ ebenda.

⑦ Ibid. c. 13.

⑧ ebenda.

⑨ ebenda.

⑩ 民族大移動期にローマ帝國に侵入したゲルマンの團體は民族的團結(Volksgemeinschaft)でなく武將に率ゐられた戦士の集團にすぎず、従つてその統制はゲフォルグシャフトを基礎とするとの見解がある。この見地よりすればローマ帝國領土内に於けるゲルマンの國家建設はゲフォルグシャフトによつて組織せられ、ゲフォルグシャフトは同時に政治的統制であつたと考へられる。然し此の説は十九世紀末以後全く支持せられないのである。尙ほフォン・ペローによれば、ゲフォルグシャフトは成程私的結合であるけれども、従者を養ふ者が貴族に限られ、貴族は官僚的存在である故に、私的結合は國家的結合の裡に制御せられると考へられる。ゲルマン國家において私的隸屬が公的統制を侵蝕しなかつたのは是がためであるとせられてゐる。(von Below; Deutsche Staat des Mittelalters, S. 220)

①② Fustel de Coulanges ; Histoire des Institutions politiques de l'ancienne France, p. 25.

③ Dopsch ; Grundlagen d. europ. Kulturentwicklung, Bd. I, S. 89.

④ Caesar ; De bello gallico, VI, 11, 13, 15 etc.

⑤ Dopsch ; Grundlagen, Bd. II, S. 300, Delbrück ; Gesch. d. Kriegskunst, Bd. II, S. 471

九、封建制度の成立要素 その一

ロートリブレンナー説によれば封建制度は互に起源を異にする獨立なる諸要素の結合によつて成り立つ。ロートの論敵として永い間對立したワイツと雖も、その見解の主要なる相異點は是等要素の結合の仕方と時期とに存するのであつて封建制度の成立が是等諸要素の結合によつて生れるといふ基本的事實そのものに關してはその立場は全く同一であり、又是等諸要素をば本來互に獨立するものと考へる點に於いてもその見解を等しくする。従つて兩者の對立は調和し得ない程根本的に隔つたものでないのである。このやうに十九世紀以來略々今日に至るまで學界の指導的學説が、互に分離して把握することができると考へてゐたところの封建制度の諸要素とは、いふまでもなく、ベネフィキウム、從士制度(Vassalität)の一は物的にして一は人的なる二大制度及び免除制度(Immunität)である。是等の他にも例へばゲルマン教會に特有なる Eigenkirchenwesenその他二三の封建制度の發展に密接なる關係をもつ社會制度は決して輕視せられてはならない、然し、普通封建制度の成立要素といはれる場合、

特に右の二大要素若しくは三大要素があげられることは異論なきところである。是等三個のものは「すべて同じ性質のもので、同じ環境の裡に發展し、同じ結果に合流したのである。」^①

封建制度が土地の條件的制限的的所有の上に成り立つことは既に述べたところである。即ち第一に所有權が時間的に制限せられ、一定期間後に於ける所有權の解消が豫想せられる、その期間が當事者の生命を單位とするとき、所有權は「相續せられない」といふ性質を有つ。贈與關係が純粹に個人との間における行爲であるとの觀念の明確なる場合、所有は特に一代性、不可相續性の傾きを有つべきであると思はれる。第二に所有權が不可轉移性を有つ、即ち賣買、讓渡、交換が許されない。相續も亦一つの移轉に等しいのである。而してかくの如き不完全所有は、完全所有をば豫想することなしには成り立たない。所有の期限の滿了る場合、現所有者の死亡の場合、土地は完全所有者に復歸することが豫想せられてゐる。條件であるところの諸種の義務はすべて完全所有者に對する義務である。凡そ土地の不完全所有は完全所有者を前提することによつて生れ、二人の個人の間において始めて生ずる、與へるものと與へられるものがあつて始めて成立するのである。かくの如く不完全所有に於いて與へることをばベネフィキウムと呼ぶのであると考へられる。即ちベネフィキウムは非封地(Allodium)^②の反對概念であるといふことができる。然らばベネフィキウムは如何にして發生したものであるか、それは最も困難且つ複雑なる問題の一である。

封建制度研究に一時期を劃したバウル・ロートは、ベネフィキウムの起源を以つてカール・マルテル及びその子孫によつて行はれた制度の變革に歸し、メロウイング期の土地贈與とカロリング期のそれを全く別種の、何等關係なきものと考へた。即ちメロウイング期に於ける諸王の贈與はすべて完全贈與であり、被與者は相續、賣買、讓渡、交換など被與地の處理に全然制限をうけないものと斷定してゐる。これに對して、メロウイング、カロリング兩期のあらゆる制度の連續相關を主張するワイツはカロリング期のベネフィキウムをばメロウイング期の土地贈與の發展と考へる立場をとつてゐる。メロウイング諸王の土地贈與は完全贈與であつた場合も多數であるけれども、亦一方に於いて有期限贈與、終身贈與、或は一定條件を前提とする贈與を行つた場合も同様に甚だ多數であることを主張する^③。この點に關する兩者の見解の相違は重大視せられなければならない。何となれば、前者の見解に従へば封建制度の成立過程は突如的であり政策的人爲的であるのに對して、後者に従へば漸次的且つ自然發生的と考へられるのである。

ワイツに従へば、メロウイング期の土地贈與は、果してそれが可相續的であるか、終身であるか、或は又隨時回收的であるかを原理的に確定し得る性質のものでない、或る場合には一であり、或場合には他であつて規則正しい原則によつて行はれてゐない^④。條件的制限的贈與そのものも、法的概念的なる條件や制限でなく事實的 (faktisch) なる條件であり制限であると考へられる。のみならず、ベネ

フィキウムと言ふ言葉自身も、それが一定した概念内容を有つに至つたのは比較的後の時代のことであつて、最初はその用語も事實も確定してゐない、他種類の贈與或ひは貸借との間の限界も不明確で、ベネフィキウムの語の下に種々なる制限贈與が混同包括せられ概念が常に動搖してゐる。八九世紀以後、事實そのものゝ確定と共に概念も漸く固定してゐるやうに考へられるのである。^⑤ベネフィキウムも例へば主従制度、或は封建制度、否あらゆる複合概念と同じく定義することの困難なものである、すべての定義は多少の不完全を免がれないと思はれる。凡そ一定の抽象概念から出發して概念に明確に適合する事實のみに研究を集中すること、後に確立した概念を以て既往を律することはロートのみならず一般法制史家の通弊であるといふことができよう。勿論ブルンナーも釋明してゐるやうに^⑥法制史家にとつては正に概念そのものが對象であり總べてあるかも知れない、然し事實の概念以前の段階もまた歴史的なる段階でなくてはならぬ。法概念を尺度として事實を捨象することを排斥するワイツは歴史的方法としてより公正なる立場を標榜するものと思はれる。^⑦

メロウイング期に於ける國王の土地贈與が文書の上に確證せられる限りに於いて完全贈與であつて、ベネフィキウムでないといふことはフェステル・ド・クラランジュも亦これを認めてゐる。^⑧然し乍ら彼によれば、國王の王領の中において見出し得ないベネフィキウムは社會の他の層に於いて見出し得られる。即ち地主領の第二の形態である僧俗の貴族領に關してはベネフィキウムの用語をば文書の上

に數多く徴することが出来る、著作家、年代記、及び法典の如き公的史料には贈與(Conatio)の事實はあつてもベネフィキウムは見出されない、然るに私的文書に於いてはベネフィキウムは豊富に且つ明白に存在する。然らばこの時期に於けるベネフィキウムは如何なるものであるか、といふよりも、此の時期の文書に現れたるベネフィキウムの語によつて如何なる事實が意味せられてゐるのであるか。

ワイツも言つてゐるやうに、^⑨初期の文書に於いてはベネフィキウムの語は名詞的に使用せられないで形容詞的に使用せられることに特徴が認められる、即ち例へばベネフィキウムによつて所有する、ベネフィキウムにおいて所有する(per beneficium habere, in beneficio, habere, ex, de beneficio habere, beneficiatiter habere etc.)と記されて、ベネフィキウムを所有するとは記されてゐない。即ちベネフィキウムは本來贈與の形態様式を示す言葉であつて贈與の目的物を示すものでないことが知られる。つきにその言葉の内容するところによつて注目せられるところの事實は、(一)完全贈與に對しては決してベネフィキウムの語が使用せられない。(二)金錢の貸與、用益權の貸與、土地の貸與の場合にも用ゐられる例が屢々ある。(三)プレカリウムの場合に用ゐられてゐる、而して此の場合が最も多い。(四)被與者はフランクの戰士に限られない、ローマ住民、僧侶、婦人及び不自由民さへもこれを受けてゐる。^⑩(二)及び(三)によつて初期のベネフィキウムが一定した内容を有たず種々なる現象がある類似性によつてベネフィキウムと呼ばれた事が知られる。その共通性とは贈與が制限的條件的である點に他ならないことが

(一)によつて明にせられる。但し(二)に示されてゐる如く賃貸借とベネフィキウムとは時に混同せられてゐる、ワイツの指摘せる如く兩者の區別は時代の進むにつれて漸次明確となつたものと思はれる。更に(四)によつて、ベネフィキウムは必ずしも軍事的奉仕と結合してゐないこと、贈與者が僧俗を問はざることく被與者も亦その階級身分を問はない、即ちベネフィキウムは普遍性を有つことが知られるのである。(三)のブレカリウムとベネフィキウムとの關係異同については學者の間に多少の見解の相異が存するやうである。

ブレカリウムはローマ法の用語で中世の文獻においては周知の如くプレカリヤ (precaria) と呼ばれてゐる。元來ローマ成文法の中に屬さないものであるが、私生活の習慣としては既に共和時代より行はれてゐたことが文獻に徴されてゐる、即ちフェステル・ド・クランジュの所謂る法律外の「生活慣習」(pratique extra-legal) であり、ワイツのいふ「概念以前の事實的行爲」であると考へられる。ブレカリウムの特徴は請願 (preces) によつて成立つといふことにある、即ち願ひ出でに對して土地の利用權を讓渡するのである。従つてブレカリウムは契約とは異なる。契約は對等なる二者の間に成り立つ關係であるが、ブレカリウムにおいては、一は必ず請願し他は單に是を受諾又は拒否するのである。故にブレカリウムはその本質上、好意に基づくところの一種の恩惠事實でなくてはならない。その點においてブレカリウムは贈與 (donatio) と類似した性質をもつけれども、他面に於いて贈與とは全く相反した

性質をもつてゐる。即ち贈與は法律行爲であるに對し、プレカリウムは法の外に立ち、贈與が完全所有權に關するものであるに對し、プレカリウムの場合に於いては所有權は毫も動かさないで利用權のみが移轉せられる、贈與は永久無期限であるのに對してプレカリウムは常に有期限である。プレカリウムの場合は當事者の死亡によつて關係が解消することはいふまでもないが、然しプレカリウムは決して終身關係ではなく、却つて常に何時でも回收可能(widerruflich, révocable)であるといふ點に特質を有する。本來好意に基く恩惠事實である故に、意志が變化するときには關係其者は無意味とならざるを得ない。而してプレカリウムが決して單なる喜捨(generositas)でなく報償を主張し被與者が義務づけられるといふことは頗る注目すべき點である。固よりこのことは法的に規定せられてゐないけれども、プレカリウムの隨時回收性によつて、被與者は贈與者の「好意」を繼續せしむるために義務の履行を強制せられてゐるのである。

かくの如くプレカリウムは贈與とは全く關係なき別個の慣習で而もそれが有する諸性質は殆んどすべてが中世のベネフィキウムと一致する。ローマ法における贈與の觀念が、自己の損失に於いて他者の富を増大せんとする行爲でベネフィキウムと全く相反するものなるに對し、法の外に立つところの慣習に於いて、かくの如く自己の所有權を毀損することなくして他者の利益を増大せしむる行爲の存在するといふことは、この場合甚だ注目に價するものと言はなければならない。プレカリウムはまた

賃貸借とは嚴密に區別せられなければならない。賃貸借は契約であつて、契約の期間中は借用者は法律によつてその利用を保證せられてゐるけれども、隨時回收を特質とするプレカリウムにおいては決してかくの如き保證をもたない。^⑩而して中世のベネフィキウムもその最初期に於いて賃貸借と混同せらるゝ場合があつたとしても、既にブルンナーも言へる如く制限的の所有即ち不完全なる所有も矢張り「所有すること」であつて借用することではないのである。

中世の文獻においては前述の如くこの事實がプレカリアといふ名稱のもとにあらはれてゐることが多い、それ故一部において、ローマ時代のプレカリウムはローマの没落と共に消滅し、中世のプレカリアは全然別個のものであるとする見解もないではないけれども、然しプレカリウムの名稱も中世に於いて全く跡を絶つたのではなく依然として行はれてゐる。成るほど夫れと相並んでプレカリアの語がより多く普及して居るけれども、その内容に於いて結局同一事實を指す別名に過ぎない、而もその性質はローマ時代のプレカリウムと本質上何等の相異を認められない以上、中世のプレカリアはローマのプレカリウムの延長であると考へるのが最も妥當なる見解であるやうに思はれるのである。

バウル・ロートはプレカリアとプレカリウムとを峻別せんとした如く、ベネフィキウムとプレカリアをも亦嚴格に區別せんとする。九世紀の頃に於いても兩者は文書の上に並用せられてゐるのであるが、等しく土地の用益權に關する事實を示すものであるにしても、右の二つの術語が相並んで現れる

ことは恐らく單なる偶然ではなくして、兩者の間に幾許かの區別を暗示するものと考へられなくてはな
い。兩者の比較研究によつてロートの如く數個の差別を設けて概念の範圍及び用例を明にすること
も、その限りに於いては固より不當と思はれない。殊にロートの如く、ベネフィキウムが終身性であ
ること、即ち繼續期間が當事者の生命を單位とすることに他の如何なる屬性よりも重き特異性を強調
する立場に於いては、^⑩是をば隨時回收性或は任意期間性を特性とするプレカリアより區別せしめんと
することは蓋し當然の傾向であるといはなければならぬ。然し乍ら終身性と回收性とは畢竟するに
關係の安定の程度の問題にすぎない、またベネフィキウムの概念が本來その初期に於いて極めて曖昧
不明確であつたことは彼自身も亦承認せるところである。他種類の贈與事實に對する限界が明確なら
ざれば用語の混同が頻繁であることも敢へて恠しむに足らず、ワイツの指示するやうに同一の事實が
或る場合にプレカリアと呼ばれ或る場合にはベネフィキウムと呼ばれることは屢あり得べきことゝ
しななければならぬ。假令フェステル・ド・クリランジュやゼーリリガーなどの如く、兩者は全く同一事實
に對する異稱にすぎず、受取る側より言へばプレカリア、與へる側より言へばベネフィキウム、即ち同
一事實の表面と脊面との相異に過ぎないとまで斷じ得ずとしても「ベネフィキウムの用語はプレカリ
アに該當する事實に對して使用せらるゝことがあり、而してこの事例最も多い」と主張することは充
分に正しく、且つこの制度がローマ時代に於ける成文法圏外の生活習慣に胚胎せる事實の延長である

ことも承認せられなければならないやうに思はれるのである。

ベネフィキウムの成立をばカロリング期に置かんとする法制史家の見解は、先に述べた大地主制度を以つてカロリング期の創始と見做す經濟史家の見解と根本に於いて互に連絡することはいふまでもないのであるが、此の學說の根據となるものはバウル・ロート以來提唱せられつゝあるカール・マルテ及びその子孫によるフランク兵制の變革の事實であつた。即ちフランクの宮マヨールドムス 宰が従來の歩兵組織に對して騎兵組織を採用せんとするに當り、備裝負擔の重い騎兵給養の手段として土地の給與を行はんとしたけれども、當時の王領はこの兵制改革の實行には資源として不充分であつたので、教會の領地をば國庫に回收して是に當てた。然るに教會領は教會法によつて所有權の轉移を禁せられ唯用益權の轉移のみが認められてゐたので、この教會内の習慣である制限的贈與(教會ブレカリア)が軍隊給養の方法として一般に施行せられるに至つたものと考へられてゐる。即ちカロリング初代の人々の所謂教會領國庫回收(*divisio, Säkularisation*)によつてベネフィキウムが成立したと考へられてゐるのである。

右の説によればベネフィキウムは王領の中より發生したものでなく、王の指定によつて教會領を贈與せしめること(*precariae verbo regis*)から起り、教會ブレカリアが國王の政策に轉用せられることによつて生れる、而も右の政策はカール・マルテルによつてサラセン侵入を機會として採用せられたも

のと考へられる。即ち封建制度の成立は一定の明確なる時點において、サラセン侵入といふ一箇の事件を原因として、教會領國庫回收といふ政策によつてもたらされた新しい事實でなくてはならなかつた。従つてベネフィキウムは教會プレカリアの法式に準據することによつて創始せられたとしなければならなかつたのである。¹⁶⁾然し私は既に本稿に於いてベネフィキウムはメロウイング期に於いて、僧俗、階級を問はざる「普遍的事實」であることを指摘した。その際述べた如く唯國王のベネフィキウムのみは文書の上に直接に指證せられない。然しそれによつて國王の贈與は必ず完全贈與であつたと斷定できないことは、既にワイツがメロウイング期の王領に於いても制限的條件のなる所有形態が法律上はともかく事實上に於いて存在して居つたとの見解を持したるのみならず、ブルンナーも亦メロウイング諸王の土地贈與に於ける制限性條件性を指摘してカロリング期ベネフィキウムとの關聯を説いてゐる。即ち彼によればメロウイング諸王が豪族を玉座に束縛するために行つた土地贈與においても、被與者は是を自由に他に轉與することが出来ない、又被與者の死と共に土地は最初の所有者の手に復歸するものであつた。かくしてメロウイング諸王の土地贈與はブルンナーによつてベネフィキウムそのものとしてゝはないけれどもベネフィキウムの前階段として認められ、而も此者はゲルマン習慣法の概念に従つた制限的贈與であつて、プレカリアウムの輸入によるものでないことが明らかにせられた。¹⁷⁾國王の *Langitas* (*Freigebigkeit*) が當時においてベネフィキウムに該當する術語に等しいことはドブシュ

の指摘するところである。由來フランクに於いては王領は國王の私領であつて國家の公領でない、地主たるの資格に於いて國王と俗貴族及び教會との間にその所有權の性質に何等の區別なく、豪族教會と等しく交換、賣買、贈與、寄進をば行つてゐる。此の國王が同じく土地轉移の一形態である不完全贈與のみを行はなかつたといふ事は、理論上より考へても甚だ不合理なる事實と言はなければならぬ。王領のベネフィキウムは必ず存在しないものであり、國王に關する限りベネフィキウムは必ず教會領の回收によつて起るといふ見解に對しては吾人は疑問を抱かざるを得ない。のみならず教會領の回收そのものがまた必ずしもカール・マルテルの創始でないと言ふ事實の發見はバウル・ロート説の一大修正の必要をば一層痛切に抱かしめるのである。

國庫回收がカール・マルテルの創始でなくメロウイング期に於いて既に屢行はれてゐる事實であることは教會史家ハウクその他の人々によつて指摘せられ、バウル・ロート説の正統的繼承者であるブルンナーも亦是を承認したので、その結果封建制度の突然成立説及び意識的政策説は著しく緩和せられたことは認められるけれども、然し乍ら學說の要點そのものはこの學派内に於いては未だ變改せられて居らない。それは學說そのものが尙ほベネフィキウムと從士制度との結合について定時性を信じてゐるのにもよるけれども、一方に於いては、國庫回收は成る程メロウイング期に於いて屢行はれてゐるけれども、それはその範圍に於いて「部分的」であり、又方法に於いて「間歇的」(gelegentlich) 卽ち

偶發的であるのに對し、カール・マルテルは是を「全部的」に又「制度的」に行つたとの見解が尙ほ支配しつゝあるものゝ如くである。然し乍らドブシユによれば、國庫回收の事實は實にメロウイング・フランク建國の始祖クロヴィスの時代より既に認められ、而も六・七世紀における國庫回收は決して孤立的偶發的なる稀有の事實でなく、又單に教會領の「奪取」でなく、合法的なる政策として行はれてゐる。而もその規模は「教會の存在を脅やかす」程度にまで及んでゐることが當時の教會々議の決議の中にも窺はれるやうである。固よりカール・マルテルの國庫回收は決して「小規模」ではないけれども、當時フランク全教會に喚起せられた反動の氣勢は別の原因に由來するもので國庫回收を原因とするものではない。即ちドブシユ説によればカール・マルテルの國庫回收は彼の創始でないのみならず、その程度に於いても性質に於いてもメロウイング期のそれと本質的差異をもたない、既往政策の繼續であり踏襲でなくてはならないのである。

① Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 427.

② Allodium はその最早を用語例によれば土地そのものではなく相續の事實を指したものと考へられる。例へば「allodium」において「所有せられる」とは遺産として所有せられることであり、而も可相續性は即ち可轉移性、所有の完全性を示すものに他ならぬ。

③ Waitz; Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. II, S. 309ff.

④ Ibid. S. 319.

⑤ Waitz; D. V. G. Bd. IV, S. 176ff.

- ① Brunner; Die Landschenkungen d. Merowinger u. Agilolfinger, (Sitzungsberichte d. preuss. Akademie d. Wiss. 1885)
- ② Wailz; Die Anfänge d. Lehnwesens, H. Z. Bd. 13.
- ③ Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 180ff
- ④ Wailz; D. V. G. Bd. IV, S. 177 Anmerk. 7.
- ⑤ Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 154sq. Wailz; D. V. G. Bd. IV S. 218.
- ⑥ Wailz; D. V. G. Bd. IV. S. 177-8.
- ⑦ Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 72.
- ⑧ Paul Roth; Fendalität u. Untertanenverband, S. 147.
- ⑨ Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 120.
- ⑩ Paul Roth; Geschichte d. Beneficialwesens, S. 416.
- ⑪ Schröder; Lehrbuch d. Rechtsgesch. S. 173.
- ⑫ Brunner; Die Landschenkungen d. Merowinger u. Agilolfinger.
- ⑬ Dopsch; Grundlagen, Bd. II, S. 309ff.

一〇 封建制度の成立要素 その二

以上述べた如く、ベネフィキウムはカロリング期に始めて現れた新制度でなくメロウイング期において既に存在するものゝ繼續延長に他ならない、のみならずその根源は實に「中世以前」の社會にまで溯り得るのであるが、茲に注意せられることは、先に指摘せる如くベネフィキウムはもと普遍的事實であ

つて特定の階級及び特定の條件に固定した制度でない、即ちフランクの戰士に特有なる制度でなくまた必ずしも軍事的奉仕を前提して居らないのである。然らばベネフィキウムが軍事的であるといふこと即ち封建的であるといふことは如何にして起るのであるか。このことを知る前に吾々は封建制度の第二の要素であるところの従士制度を考察しなければならない。

従士制度とは或る個人が他の個人の保護(Schutz, mundium)の下に置かれてゐるとらふこと(Aufnahme in den Schutz eines andern—Waiiz)で、保護の下に入る、こと(Kommendation)は忠誠の誓約(Treueid)及びHandreichungによつて象徴せられる。即ち一者が他者に屬することであつて、いふまでもなく隸屬の一形態に他ならない、然しその關係は奴隸がその主人に所有せられるやうな非人格的隸屬或は解放奴隸、被自由民がそのバトロンに屬する場合のやうな不可避的隸屬と峻別せられるのみならず、例へば古代都市國家において市民が國家に屬することや或は近代國家において國民が國家元首に服従する關係とも等しくない。従士制度は自由民が自由民に屬すること、對等なる者が對等なるものに屬することによつて生ずる自發的相互的關係であると同時に、個人と個人との間に結ばれる人格的服従であつて抽象的法理的關係でない、國家に對する服従、元首に對する服従、法律に對する服従でなく人格に對する服従でなくてはならない。①主従關係の下においては人は等しい權利と同一なる法律の下に生活し乍ら、一者は他者に隸屬するのである。

commendation は恐らくケルト起源の慣習であると想像せられてゐる、この習慣は慥かに後世の從士制度に特徴的なる相貌を與へてゐるけれども、制度の核心は象徴的儀式よりも人が人に對して自發的に從屬するといふ *Friedung* の事實そのものでなくてはならないと思はれる。而してこの事實は必ずしもケルト起源のものとするものが出來ない。commendatio は元來「身體を任せる」(se commendare) 意味の羅句語であつて、かゝる意味に於ける用例即ち自發的隸屬の事實は古代ローマ社會に於いて見出される。ローマ社會における *patrocinium* の制度は原始ゲルマン社會における *Munt* と共に保護制度の中世以前における形態が必ずしもケルト社會にのみ限られてゐないことを示すものでなくてはならない。

ケルト社會における主從制度についてはカエサル①のガリア戰記第六卷に纏つた記載がある、それによればガリアにおいて軍事的な主從關係のみならず經濟的な主從關係が存在して居つたこと、この制度が全ガリアに普及して居つたこと、またカエサルが *eius rei causa antiquitus institutum videtur* と述べたる如く、ローマの影響以前、ゲルマンの侵入以前の制度であつたことが知られるのであるが、右の關係に入つた者を呼ぶに當つてカエサルは恐らくケルト語であると思はれる *ambacti* 及び *solduri* の二語を以つてした他に羅句語の *clientes* を宛てゝゐるのである。

クリエンテース(或は *clientes*, *amicus* と呼ばれる)は共和時代の末期より文獻の上に現れ帝政期を

通じて存在し、特に末期のローマ社會が貴族社會的傾向を加へるに伴つて著しく發展した被保護民で、彼等はその保護者との間に保護關係 (Patrimonium, Patronat) を構成してゐる。この保護關係は奴隸の解放によつて屢々發生する義務づけられたる保護關係と異り、又原始社會に於いて見出される世襲的、宗教的保護關係とも異なる、而も法律上の關係でなく法の外に立つ生活慣習である點に著しい特色を有し、此の關係に入る行爲は先に述べた *se commendare* の術語によつて指示せられる。即ち宗教的でもなく法的でもなく純粹に道徳的なる關係であることは主從關係の歴史を考ふる上に於いて充分に吾人の注目を惹くに足るものであると考へられるのである。

保護制度は法の外に立つ *extralegal* な制度である故にローマ帝政末期の如く國家の法的秩序の弛緩せる時期において特に公權的統制に代るべき社會的意義をもたらずものでなくてはならない。法典が是を記載せず古代著作家が又是について多く語るところなくとも、社會は是によつてその構造を受け取る。法理上からは帝政であつても、社會は農奴的地主制と保護制度とによつて事實上の貴族的統制の下に立つ、自由民は公民たることを止めて保護民となり、國家に服従することを止めて個人に服従する。假りにローマ帝國が民族大移動以外の他の事實によつて消滅したとしても、そこに生れた社會の組織は恐らく中世封建社會と相似たものであつたに相違ないと想像せられるのである。然し私はかくの如きローマ末期の社會をば貴族的社會として認めるけれども、敢へて是を封建社會と呼ぶことを

しないのは、このやうな貴族社會の結合紐帶である保護制度が軍事的性質をもつてゐないが故に他ならない。この意味に於いてクリエンテリスは從士ゲツサルと等しくないのである。先に述べた帝政末期の私兵制度ブケルラーリーは、成程ドブシュの主張する如く忠誠の誓約によつて結ばれた私的結合であり、自由民であること、騎士であること、土地給與を受けることなどにおいて中世の從士と殆んど完全に一致する。この者は恐らく從士制度の先驅的現象として最も顯著なる事實であると謂はなければならぬ、然し乍らこの制度が未だ社會の基本的秩序、フュステル・ド・クローランジュの所謂 *institution politique* をなしてゐない限り、依然として一個の先驅的現象であるに止まるものと思はれるのである。

ゲルマンにおけるゲフォルグシャフトが中世從士制度の直接且つ唯一なる起源でないことは既に述べた如くである。兩者の間には發生的關係が指證せられ得ないのみならず、給與の種類及び形態に於いて *Kommandation* の有無において、主従の共存關係の有無において兩者は各、著しい相異點をもつてゐるけれどもその結合關係が國家に對し國王に對し或は法律に對する服従でなく個人に對する自發的服従であるといふ點においては兩者は全く共通するといはなければならぬ。もし吾々にして繁を厭はないならばゲルマン社會に於けるこの種の關係をば更にタキトウス以外の文獻について——例へばアマミアヌス・マルケリヌス或はヨルダネスにおいて——尙ほ數例を指示することが出来るのである。

かくの如く、「一者が他者の保護の下に置かれること」はゲルマン、ケルト、ローマの各の社會に存在し夫れ々の社會狀態に應じてその性質において多少の相異ありとは雖へ事象の本質において互に共通するものを有つてゐる。ローマに於ける *patrocinium*, *amici*, *clientes*, *comites*、ケルトに於ける *ambacti*, *solduri*, *vassus* (但し *vassus* の語は初め不自由民に對して用ゐられ、吾人が觀念する從士の意味を有つに至つたのは八世紀以後である)、ゲルマンにおける *mundium*, *truste*, *tuitio* の語はいづれも同一の制度が民族により時代によつて名稱を異にしたものに他ならず、而も是等の語は夫れ々各民族に個有なる用語であつて外來事實に對する譯語でないのである。而してフランクの從士制度は是等の中の或る特定のものゝを起源として出發したものでない。フランクにおける從士制度が、その初期において、恰もベネフィキウムと同じく概念が安定せず、同一名稱の下に様々なる種類差別が抱括せられたることは、^⑤即ち上述の諸種類の先驅的現象がローマ・ゲルマン社會の一般諸現象と同じく民族大移動以後の社會に存續繼承せられたことをば物語るものでなくてはならない。^⑥

① Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 193.

② Waitz; D. V. G. Bd. IV, S. 234.

③ Caesar; De bello Gallico, VI, c. 11.

④ Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 246-7.

⑤ Waitz; D. V. G. Bd. IV, S. 249.

⑥ フランクの初期においてはヴァサルを養ふ者は教會、俗人、國王たるを問はず、またヴァサルたり得る者も男女を問はず例へば寡婦や孤兒が他者の保護に入つた場合も同じく此の種の從屬關係を構成する (Waltz, D. V. G. IV, S. 235)。その他例へばローマへの巡禮が旅行期間中保護關係に入つた場合にはその關係は明らかに有期限である。勿論これ等の場合には *Kommentation* を伴はない、パウル・ロートはヴァサルにおいて特に *Kommentation* を重視し又 *Hofahrt* の義務を重視する。(Paul Roth: *Feudalität u. Untertanenverband* S. 205E) 然し是は完成せられたる時期における *Vassalität* であつて、*ライツ* の *ライフ* とへ初期における *Vassalität* は他種類の從屬關係に對する限界は不明確であつたと思はれる。即ち種類を異にし本質を等しくする諸現象の合流發展の結果ロートの言ふ如き者に完成せられたものと考へられる。國王の從者の中、特に *antrustiones* と呼ばれるものは一種のゲフォルグシャフトであつて、ゲルマンのゲフォルグシャフトがフランクに繼續せられたものと考へられてゐるが、ゲルマンのそれが貴族 (*principes*) に屬するのに對し、フランクに於いては國王のみが是を養ふ點に特色を有つてゐる。*Kommentation* を伴はざること、及び特に主從の共住性 (*Zusammengeshöngkeit zur Familie*) に於いて、*ライツ* は共住を行はざる中世のヴァサルと是とを嚴格に區別する。固より中世のヴァサルはメロウイング諸王の *antrustiones* と發生關係を有たないものであるが、然し廣義の從士制度の一種類と認めることは差支へなからうと思はれる。(cf. Fustel de Coulanges: *Système féodal* p. 314ff.)

一一、諸要素の結合——結論

以上の個別的考察によつても、ベネフィキウムと從士制度とがメロウイング期において既にその存在を確かめられるのみでなく、その根源を中世以前の社會にまで溯ること、またそれら先在要素はローマ、ゲルマン、ケルトいづれも共通する制度なると共に各自に個有する制度であつて模倣制度でない

ことが一應瞭らかにせられたと思ふ。

先にも述べたようにロートリブルンナー説の著しき特徴は、封建制度の成立をば互に起源を異にする二個の獨立な制度の結合において考へ而もその結合をば一定の時點に求め、特定の事件と關係せしめた點にある。ヴァサルは本來ベネフィキウムなしに存立する、ベネフィキウムはまた本來ヴァサルに對して與へられることを豫想しないものであつた。然るにベネフィキウムなしにヴァサルが成り立たず、またベネフィキウムを受ける目的の下に人がヴァサルとなる傾向を有つとき、二個の制度は互に融解し結合したと考へられてゐる。かゝる結合はロート以來、カロリング初代の諸王が行つた「兵制改革」によつてもたらされたものと謂はれ、その後ブルンナーに至るまで説の内容には少なからぬ修正があつたとは雖へ右の根本の點において變動を見てゐない。カロリング期の制度とメロウイング期のそれとの間に關聯繼續を主張し封建制度の突如發生を否定してゐるワイツでさへも、從士制度がベネフィキウムなしに存立し得ること、兩者が本來獨立であつて必ずしも結合してゐないことを前提する點において何等異るところがないのである。

實際ワイツの主張してゐるやうに、封建制度の如き中世歴史生活の基本構造を決定する社會的事實が單なる一個の事件や又は一國王の政策によつて、謂はゞ偶然的或は計畫的に作り出ださるべきものとは思はれない。その成立原因は社會機構それ自體の中に内在すると共にその成立過程は恐らく自然

發生的でなくてはならないであらう。然し吾々はより一層根本的に、果してベネフィキウムと従士制度とは、或る時點に至るまで互に獨立なる發展經過を有つたのであるか、兩者は元來明確に分離せる二個の無關係な制度であつたであらうかと言ふことを反省しなければならぬ。ドブシュ説は正にこの根本點に觸れるものとして、近來の注目すべき見解であると思はれる。

ベネフィキウムは關係者相互の自由意志に基いて成り立つものである、従つてそれは元來施與者と所與者との間における人格的結合を豫想するものでなくてはならぬ、ベネフィキウムによつてもたらされた事實は單に土地に對する人の新しき關係のみでなく、人の人に對する或る種の關係を含んでゐなければならぬ。平等の權利と同一の法の下に立ち乍ら一者は他者に條件づけられる。然るに今ドブシュに従へば、逆にまた主從制度は物質給與なしに成立するものでない。中世の従士制度がローマ、ケルト、ゲルマンいづれの社會に由來するにしても、ドブシュによれば、吾人の認知し得る限りの歴史時代においてあらゆる主從關係は常に給與を伴ひ經濟關係から遊離してゐないと考へられる。勿論ドブシュと雖へども、ベネフィキウムと従士制度とが互に他を蔽ふて完全に合致するといふのではない。既に検討して置いたやうにベネフィキウムは普遍的事實であつて決して戰士に特有なる制度でなかつた。従つて吾々は一應兩者は必然的に結合してゐないとの考へに傾く。然るにドブシュに従へば、ベネフィキウムの圈はなるほど従士制度の圈よりも大である、然し乍ら後者は前者によつて包まれる。

ベネフィキウムは必ずしもヴァサルのみに対して與へられるのではない、けれどもヴァサルはベネフィキウムなしには存在しない、従つて従士制度は元來ベネフィキウムと分離してゐないと断定せられるのである。^④即ちワイツその他の多くの諸權威が「ヴァサルはベネフィキウムなしに存在する」と考へたのに對して正しく相反する見解でなくてはならない。二個の制度が互に獨立であつたといふことは元來一個の假説であり、法制史家が事實の法學的理論的把握のために抽象した概念であつて直接なる事實そのものでない。吾人は未だドブシュの新見解をば總べての點に於いて容認する確信を有たない、例へばドブシュの「給與」と呼ぶところの事實が果して制限を含むベネフィキウムと解し得るものであるか、その形態に關して吾人を承服せしむるに足る充分な理由が提示せられて居らない。然し乍ら從來の構想的思辨的學說に對する大膽なる反逆は後進學徒の進路にこれまで夢想しなかつた一方向を暗示するものゝ如く思はれる。

ロートリブルンナー說に従へば、カロリング期以前の一切の制度は、劃一的君民結合 (allgemeine Untertanenverband) 即ちすべての民兵 (Untertan) が王權の下に平等であるとの原則に立脚するものであつた。然るに八世紀に至つて、「國王の臣下」のうち一部分は國王に對してより、近き關係に立ち他の一部分はより遠き關係に立つようになつた。直接支配に對して間接支配がもたらされ、公權は私的關係によつて中斷せられる。Vassall は Senior によつて媒介せられるのである。即ちロートリブルンナ

一説は劃一的君民結合の弛緩によつて秩序統制の基本に根本的變革が持ち來されたのであると教へ、且つその變革の時期をば八世紀に求めるのである。

「劃一的君民結合」においては自由民の隸屬性はその共同の元首に關し、且つすべての自由民が兵役の義務を負擔する故に彼等は決して職業的戰士でない。然るにヴァサルは職業的戰士であり、且つ彼等の隸屬性は任意の個人に關する、兩者はいふまでもなく性質上相反するものでなくてはならない。民兵(Unterhan)は、バウル・ロート以來、初期フランク文獻の中にレウデス(Lendes)^⑤の名で現れる者がそれであると考へられてゐるのであるが、この者は何時如何にして發生したのであるか。今それを精しく考ふるを得ないけれども、原始ゲルマンの共和的國家組織において戰士たることは同時に公民たることであつたことは先に述べたところである。然し乍ら「公民たること」(Staatsbürgertum)は決して「臣下たること」(Untertanenschaft)ではない、Untertanの概念は理論上必ずそれが服従すべき主權の發展を俟つて發生するものと考へなくてはならない。^⑥然らば君民結合の崩壞はまた必然的に王權の退化と關係するものでなければならぬ。況んや王權が意識的に自己崩壞を準備する、即ち所謂「兵制改革」の政策によつて君民結合の弛緩を意圖するといふことが果して事實として可能であるであらうか。君民結合の崩壞は果して王權の發動イニシアチブの下に起るべきものであらうか。これロートリブルンナー説に對して提起せられる一個の疑點でなければならぬ。

君民結合は何時まで繼續したのであるか、ロートによればカロリング末期には既に崩壊してゐる、そして君民結合が新しき従士結合に代謝したる原因の最も主要なる者は私豪制度 (seniorat) の出現であつたと考へられる。然らば私豪 (senior) とは如何なる階級であらうか。ロートの意味する私豪とは、一面において従士を私屬せしめると共に他面において公權に關與する者、例へば國王の名において私兵を養う者、國王と従士との間を媒介する者と考へられる。^⑦然し乍ら吾人の言ふ主従關係における「主」なる者、従者に對して主なる者の他に私豪の名によつて呼ばれる特殊な階級が存在してゐたのであるか。senioratus の語が中世文獻に現れたる例は比較的後期に屬し而も非常に稀である。^⑧ワイツ及びフォン・ベローの謂ふ如く、「私豪制」はロートの造語に過ぎない、封主 (Lehnsherr) は存在する、然しそれ以外の、又はそれ以上なる、「私豪」なる特殊階級は存在しないと考へられる。^⑨のみならず封建君主は君民結合を崩壊せしめてゐない。従士制度確立以後においても、自由民の國王に對する直接性は決して消滅したのでなく私的關係と共に併存する、同様に君民結合が統制の基本であるとせられる時代においても亦ヴァサルは是と併存してゐる、即ち兩者はその性質において相反するとは雖へ互に他を排除しないことが知られる。^⑩かくして近來の學説は「私豪制」なる架空の通有概念を揚棄する傾きにあると共に、君民結合と従士結合との關係が必ずしも前後的代謝的でないことを明らかにしたのである。

このことは即ちカール・マルテル及びその後繼者による「兵制改革」の事實、範圍及び意義につき再

吟味を要求するものであり、而も「封建制度が兵制の變革に由來してゐる」^⑩といふことがロートリブルンナー説の根底をなしてゐる以上、それが吟味は從來の學說に對する根本的批判を意味する。ドブシュによれば、第一にゲルマン民族及びその一部なるフランク族において、カール・マルテルのときに至るまで騎兵を有たなかつたと考へることに既に誤謬がある。このことは既に高名なる戰史家デルブリュックによつても論せられてゐる。^⑪のみならず、騎兵と闘ふために絶対に騎兵が必要であるとしても、その必要は決してサラセンの侵入によつて始めてもたらされたものでない、既に建國の當初からフランクは優秀なる騎兵を所有するアヴァールその他の民族と交戦してゐるのである。^⑫第二にサラセンに對抗するために騎兵養成が絶対必要であるとする論説は戰術的に成り立たない。第三にカロリング期の軍隊は必ずしも騎兵を主力としてゐない、較る大多數が歩兵であつたと想像さるべき理由がある。第四にカロリング期の騎兵は必ずしもヴァサルより成り立つてゐない。第五、更にまた國家がヴァサルを徵集するといふ事實が決して八世紀に始めて現れたものでなく、六世紀の後半期においてヴァサルは既にフランク兵制の樞要なる部分を占めてゐたことを確かめることができる。かくて八世紀における「兵制の改革」の事實はその據るべき前提を失ひつゝあるといふことができるのである。

從士制度が本源的に土地給與と不可分離であるべきか否かは暫らく保留して、假りにドブシュの説く如く吾人の知り得る時代において兩者が分離してゐないとするならば、從士制度の出現は直ちに封

建制度の成立を劃するものといはなくてはならぬ。固より従士制度は社會の法律外の私生活において永く準備せられてゐたものである以上、是が出現を區劃するが如きことは殆んど絶望に等しく、且つ無用の努力であると考へられる。然し従士制度が社會組織の上に特に顯著に發展せる或る段階をば指摘することは極めて有意義であり且つ可能であると思はれるのである。ヴァサルの徵集が特に顯著に行はれたのは何時頃からであるか、このことを直接に確認せしむべき史料は存しない、然し乍らデルブリュックによれば、^⑭六世紀のかの王后ブルンヒルデを中心とするフランクの有名なる大内亂の結末を示すところの六一四年クロタール王勅令はこの内亂の兵力が所謂レウデイスでなくしてヴァサルであつたことを示證してゐる。ヴァサルの徵集が六一四年勅令以前において廣範圍に行はれたことが明らかであるならば、前述の如く六世紀後半においてヴァサルが兵制の樞要部分を占めたとするドブシユ説も亦承認せられねばならない。のみならずレウデイスはロート以來近く物故したフォン・ペローに至るまで民兵であると信せられて來たものであるが、ドブシユによれば、このレウデイスさへも私兵であり、ヴァサルの同義語に他ならないと考へられるのである。^⑮

由來ロートリブルンナー説はイナマハマウラー説と明らかに提携してゐる。地主制度をばカロリング期の創始と考へ、經濟的及び法的に平等なる自由民社會の隸屬的なる地主制社會への轉換は封建制度の出現によるものと考へられたのである。然るに吾々は既に本篇の冒頭に述べた如く地主制がカロリ

ング期の所産でなく一面にはローマ末期のそのの繼續であり他面にはゲルマン社會における地主的萌芽の延長であること、メロウイング期とカロリング期との間に社會組織上の本質的相異の認められざることを知つてゐる。六世紀の内亂時代において地主制度は最早充分に發展してゐなくてはならない、フランク諸王(Frankische)は諸豪の支持を獲得するために土地の贈與を盛んに行ひ豪族は更に私兵を給養しつゝあつたことは五八七年アンドラウ(Andlau)條約文^⑩にも是を徴することが出来る。ドブシュの見解によれば封建制度の成立はすでに此時に完了してゐる。勿論封建制度がこの内亂のうちに始めて生れたと考ふべきでなく、この内亂において既にその存在が認められるのである。而もこの事實は、ケルト、ローマ、ゲルマンの保護制度に存在してゐた従者を有期限贈與によつて給養する慣習が此の時期に至り著しく普及し制度化したものに他ならず、それまで分離してゐた制度の新しき結合によるものでは決してない。贈與の手段、即ち土地が擴大したためといふよりも、較る先に第七節に指摘した貴族階級の發展の急激なる進行、六世紀の内亂及びそれに伴ふメロウイング王權の没落により兵力を有つ貴族階級が俄かにその意義を擴張したことを考へなければならぬ。即ち封建制度の成立がロートリプンナー説のいふやうに強力なる公權の發動の下に目的意識を伴つた計畫的政策に基づくものでなく、却つて中央權力の退化に基因するものとしなければならぬ所以である。

貴族階級の發展に對して特に密接なる關係に立つものは免除制度(Immunität)でなくてはならぬ。

この制度はもと租税の免除を意味しローマ時代においては斯の如き財政負擔に對する恩典と解されたのであるが、フランクのそれは周知の如く地主領における公權行使(infructus)に對する拒否權及び特に裁判權の獨立を意味する。租税免除の點においてそれは正しく恩惠の一種であり、ベネフィキウムと性質を同じくし又共通の結果を生むと考へられる、即ち恩惠を通して人と人との結合をつくるのである。然るにベネフィキウム及び從士制度が共に私生活の慣習に發生し且つ王領の外をば主要なる範圍としたのに對し、免除制度は本來王領に個有する特權が外に移轉することによつて普及し公權拒否性によつて司法上行政上經濟上の獨立性が賦與せられ、かくて公權の損失において私權の遊離及び自存が確かめられるのである。

フォン・ペロー説においては劃一的君民結合弛緩の原因は公權の遊離(Entkuzzerung des Hohheitsrechts)にある。遊離は免除制度のみに負ふものではないけれども、免除制度は尠くともその中の最も有力なる一理由たるを失はない。官職をベネフィキウムとして贈與することは、もと官職に附隨する俸祿たる土地が主體でありそれが職權のものにまで轉移したものともしはれてゐる、然しフォン・ペローの説く如く無形の事物の有形化が「中世法の最も中世的なる部分」であるならば、官職及び諸種の特權は最初より轉與せらるべき性質を本具するといはなければならぬ。而も遊離せられた公權には依然として國家性、官權性、政治性が附着し、保有者の轉換によつて權利の内容は變化しない。かくし

て秩序の官僚的組織は封建的組織に移行し、經濟關係を通しての人と人との結合である封建制度は體系づけられた社會秩序をば組織する、この組織體系をば *Lehensverfassung* と呼ぶものと思はれる。フン・ペローの如く封建制度の本質をば公權の遊離に置くときに「八世紀には *Lehenswesen* はあつても *Feudalismus* はない」との見解も亦成り立ち得なくはない。然し社會の構造は制度的統制よりも事實的統制によつて成り立つ、封建的秩序は抽象的秩序でないとのトレールチの言葉をば吾々は深く味解しなければならぬ。フランクの免除制度がローマのそれに緣由するものであるか否かの問題は暫らく措き、既にドブシュに従へば免除制度そのものもと、國王によつて與へられる前に地主は是を有つてゐる、事實の存在は事實の承認に先立つてゐる。地主裁判權は殆んど地主制そのものと同時に古く、學者のいふ免除制度とは既存權の確保承認に他ならないと考へられるのである。私は固より封建制度の「古典期」が十二世紀末より十三世紀に存することを疑はない、同様にまた官僚的體系より封建的體系への移行がカロリング末期より顯著に進行することを疑はない。唯制度の起源に關する限りにおいて、ドブシュ説の(論說途上の諸問題の解決を別として)もたらしたる結果、即ち六世紀において既にそれが成立の確證と前提的條件の成熟とをば承認することを近時學界の趨勢と認めるのである。而も冒頭に述べた如く私は起源の問題を以つて正に本質的問題であり義務的課題であると信ずることを止めない。(完)

- ① Waltz; Die Anfänge d. Lehnwesens, H. Z. Bd. 13.
- ② Fustel de Coulanges; a. o. A. p. 192 etc.
- ③ Dopsch; Grundlagen, Bd. II, S. 302-3.
- ④ ibidem S. 323-4.
- ⑤ leudes はルン語の Leute に語原を導くべからざるは從つて中古の文書にヴァサルに homo の語を冠するコトハ意味の上で一様たる。後述する所ルン語の條に於て leudes は Unterthan にはなるがヴァサルを描いたものとは異なる。Vgl. Dopsch; Die Leudes und das Lehnwesen (Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, 1928)
- ⑥ v. Below; Deutsche Staat des Mittelalter, s, S. 214-5.
- ⑦ Paul Roth; Fendalität und Unterthanenverband, S. 206, Derselbe; Beneficialwesen, S. 356, 382.
- ⑧ Waltz; D. V. G. Bd. IV. S. 244.
- ⑨ v. Below; a. o. A. S. 231-2.
- ⑩ Vgl. ibid.
- ⑪ Paul Roth; Beneficialwesen, S. 368.
- ⑫ Hans Delbrück; Gesch. d. Kriegskunst, Bd. II, S. 422ff.
- ⑬ Dopsch; Grundlagen, Bd. II. S. 294.
- ⑭ Delbrück; a. o. A. Bd. II. S. 448.
- ⑮ M. G. H. Capitulare, I, 23, 17.
- ⑯ Dopsch; Die Leudes und das Lehnwesen (Verfassungs- u. Wirtschaftsgeschichte).
- ⑰ M. G. H. Capitulare, I, 20

- ⑳ Brunner ; Grundzüge d. deutsch. R. G. S. 73.
- ㉑ v. Below ; a. o. A. S. 246.
- ㉒ Troeltsch ; Die Soziallehren der christlichen Kirchen, S. 242.